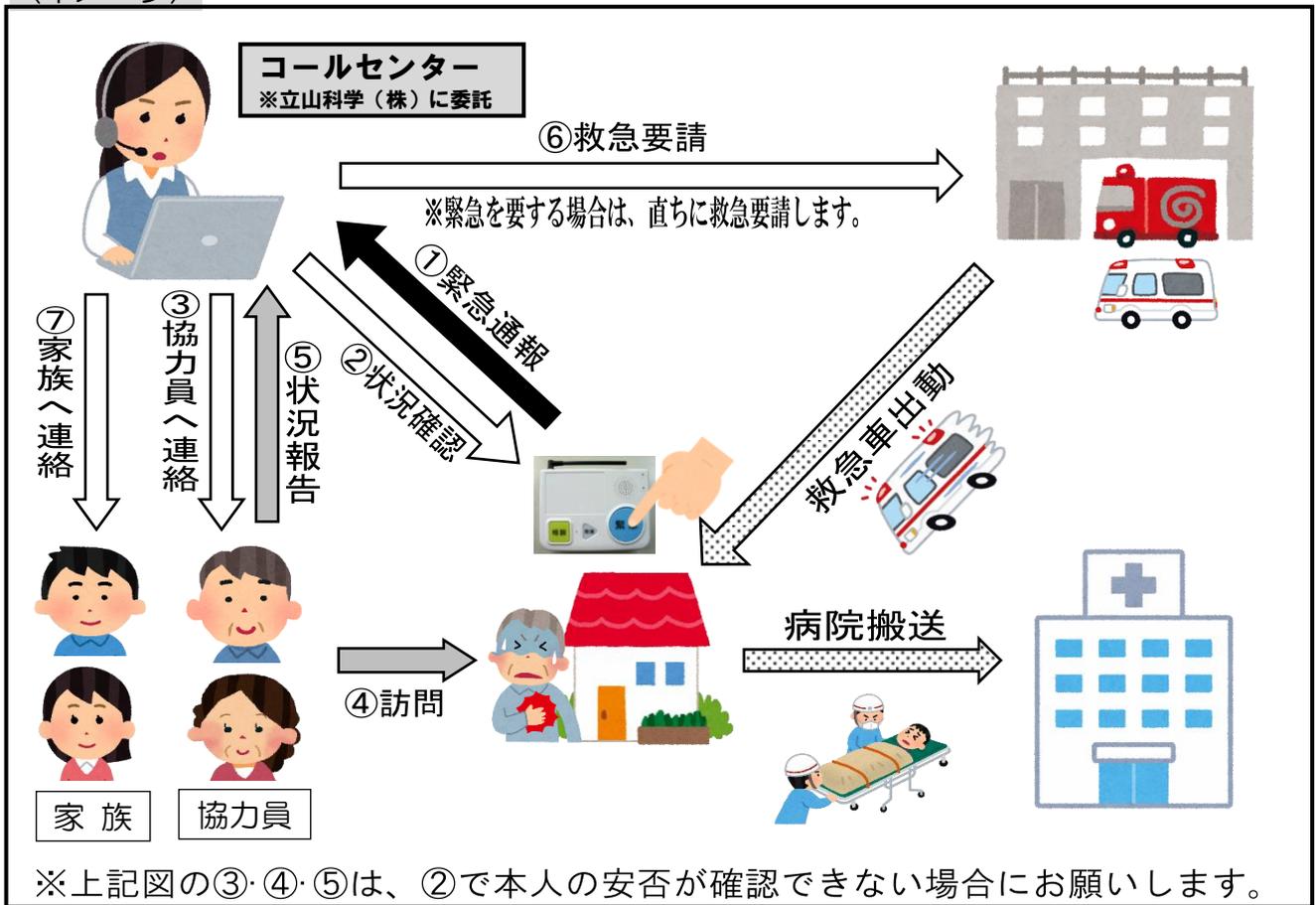


# 村上市「緊急通報システム事業」について

ひとり暮らしの高齢者等に緊急通報装置を貸与し、急病やその他の緊急時に迅速な救護体制が取れるようにするサービスです。

状況に応じて、協力員の訪問や救急車の出動により、利用者の安否確認が可能となります。

〈イメージ〉



～ご自宅に機器を設置し、コールセンターが24時間緊急対応します！～

設置する機器		内 容
緊急通報装置	本体装置…※1※2 (固定電話回線用、 または携帯電話回線用)	緊急ボタンを押すとコールセンターにつながります(24時間対応)。コールセンターは状況に応じて協力員や親族に連絡したり、消防署に救急要請をします。
	ペンダント型装置	緊急ボタンがついている「ペンダント型」の装置で、家の中で持ち運びが可能です。 <u>防水機能付きなので、お風呂でも使用できます。</u>
安否センサー・外出センサー (居間、寝室、玄関など3か所以上に設置)		赤外線センサーで、利用者の動きを確認し、一定時間(24時間)利用者に動きが無い場合には、コールセンターに自動で通報します。
火災警報器 (寝室など1か所に設置)		煙を感知するとコールセンターに自動通報し、状況に応じて協力員や親族、消防署に連絡します。

※1.固定電話がなくても、携帯電話をお持ちであればサービスを利用できます。

※2.固定電話と携帯電話の両方をお持ちの場合、原則、固定電話回線用の本体装置を使用します。

## ～こんな機能もついています～

### ○健康相談

緊急通報装置の相談ボタンを押すと、コールセンターにつながり、看護師に健康や医療の相談をすることができます。

### ○お元気コール

コールセンターより、月 1 回、お電話で利用者のご様子を確認します。

#### 〈対象世帯〉

1. ひとり暮らしの高齢者世帯又は高齢者のみで構成する世帯
2. ひとり暮らしの重度障害者(※)世帯又は重度障害者のみで構成する世帯
3. 高齢者と重度障害者のみで構成する世帯

※重度障害者…身体障害者手帳 1 級または 2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級の者

#### 〈利用料金〉

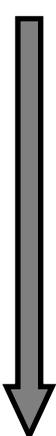
ひとり暮らしの高齢者世帯又は高齢者のみで構成する世帯で同一世帯内に要配慮者がいない世帯は月額 **1,400 円**がかかります。その他の世帯は無料です。

※要配慮者…日常生活における基本的な動作が困難で他の者の介助を要し、緊急時に適切な対応が困難と認められる方(脳血管疾患や虚血性心疾患がある方等)

※緊急通報の際に電話の通話料金がかります。(相談ボタンによる通話は無料)

※故障、紛失した場合の修理等にかかる費用は別途発生します。

#### 〈利用までの流れ〉

- 
1. 利用申請書、個人データ票を記入し、提出してください。  
提出先：介護高齢課高齢者支援室、各支所地域振興課地域福祉室
  2. 決定通知書をお送りします。
  3. 機器の取付工事日を決めます。  
利用申請書を提出後 2 週間程度で、委託業者より機器取付工事の日程調整の電話をさせていただきます。都合のよい日をお伝えください。
  4. 機器の取付工事  
委託業者が機器を取り付けに伺います。機器の使い方もその場で説明します。
  5. 利用開始

#### 〈留意点〉

- 緊急通報システムを利用する場合は、緊急時に対応いただく「協力員(2名)」の登録が必要になります。「協力員」は、ご近所の方や近くにいる親類の方等をお願いすることになります。
- 「協力員」は、緊急時の協力を保証するものではなく、できるだけの協力をお願いするものになり、協力等に関して、原則その責任を負うものではありません。
- システムの利用を休止又は中止(撤去)する場合は、下記まで連絡してください。  
※利用を中止する場合は、「利用中止届」の提出が必要になります。

#### 【問い合わせ先】

- 介護高齢課 高齢者支援室 電話 0254-75-8935 (直通)
- 荒川支所 地域振興課 地域福祉室 電話 0254-62-3104
- 神林支所 地域振興課 地域福祉室 電話 0254-66-6113
- 朝日支所 地域振興課 地域福祉室 電話 0254-72-6887
- 山北支所 地域振興課 地域福祉室 電話 0254-77-3113